

盛土規制法に基づく既着手の届出について

- ・ 盛土規制法の規制対象となる工事であって、**令和8年10月1日**の規制開始前に既に工事着手している場合は、盛土規制法の許可は不要ですが、同法第21条又は第40条に基づく届出（既着手届）が必要です。
- ・ 届出は、指定があった日から**21日以内（10月22日）**に提出する必要があります。
- ・ 都市計画法の開発許可についても、工事着手した場合は、工事着手届の提出が必要ですので、提出漏れの無いようご注意ください。
（9月末に着手した工事については、**10月8日**までの提出をお願いします。）

<既着手届、着手届の提出先窓口>

法令によって、提出先が異なりますので、ご注意ください。

法令	提出先	提出時期
盛土規制法 (法第21条又は第40条)	沖縄県土木建築部 建築指導課 盛土対策班	指定があった日から 21日以内
都市計画法 (施行細則第13条)	申請地の市町村窓口 (開発許可)	(9月末に着手した工事は10月8日を 目途)

※ 盛土規制法の許可対象でない行為は、**提出不要**です。

- 盛土規制法の**適用除外**（公共施設用地）である場合（法第2条第1項）
- 各区域における**規制対象行為に該当しない**場合
- 盛土規制法で規定する**許可不要**の工事等に該当する場合（法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書）

工事着手の定義

工事着手とは、

工事現場において、**設計図書等と照合して行う最初のくい打ち等の土地の形質変更**が行われているものをいいます。

（例）

- 請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇入れ、若しくは資材の購入段階
⇒ **工事着手に該当しない**
- 設計段階における測量、地盤調査、除草、伐根等
⇒ **工事着手に該当しない**
- 盛土材（基礎碎石を含む土砂）の搬入
⇒ **工事着手に該当する**

<問合わせ先>

沖縄県土木建築部 建築指導課

tel :098-866-2413

<盛土規制法に関すること> 盛土対策班

fax :098-866-3557

<都市計画法に関すること> 開発審査班

mail:aa066001@pref.okinawa.lg.jp

